

役員等の報酬等規定

第1条（目的）

この規定は 社会福祉法人 育徳園(以下「法人」という。)の役員, 評議員及び委員の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

第2条（役員及び報酬等の定義）

本規定でいう役員とは 理事及び監事をいう。

役員等とは 評議員, 理事及び監事をいう。

また委員とは 第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

2. 本規定でいう報酬等とは社会福祉法第45条の34に定める報酬, 賞与その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって その名称の如何を問わない。

また 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費, 旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の費用であって報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（役員会, 評議員会及び委員会の出席報酬等）

役員等及び委員が 役員会, 監事監査, 評議員会及び委員会に出席したときは 次により報酬を支給する。

- ・出席の都度一人一律 3,000円（現金又はクオカード）
- *各年度における報酬総額は 20万円を限度額とする。
- *交通費は実費又は 実費に近いクオカードで支弁する。
- *常勤の役員及び委員で使用者(職員)としての立場の者には報酬は支給しない。

2. 非常勤役員のうち概ね週1日以上法人業務を行う役員に対して役員報酬(非常勤職員給与扱い)を支給する。

支給額は 年額100万円以内とし支給日及び支給方法は職員の給与規定に準じる。

第4条（旅費及び研修費）

役員等及び委員が法人の所用出張したとき及び研修を受けた場合は 別に定める規定により その費用を支給する。

第5条（公表）

法人は この規定をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

第6条（改廃）

この規定の改廃は評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成29年7月1日から施行する。

平成31年4月1日 一部変更(第3条 報酬総額の追記)